



SERVICE CLUB TO THE YMCA
名古屋 プラザ (月報)
THE Y'S MEN'S CLUB OF NAGOYA PLAZA



西日本区中部ホームページ・http://www.ys-chubu.jp/

2010年7月号

「主題」・「スローガン」

- 国際会長 : 「心新たに立ち上がろう」・「明日《あす》への橋を架けよう」
アジア地域会長 : 「心新たに立ち上がろう」・「世界平和をワイズの手で」
西日本区理事 : 「飛翔たとう ワイズスピリットを胸に」・「泰然自若の精神で」
中部部長 : 「ワイズはフェイス to フェイス!」・「コミュニケーションは顔を見て声をかけて」
プラザクラブ会長 : 「とにかく楽しくやってみよう」

【Kick-off EMC-C=意識を持って活動に参加しよう。自己の成長と共にクラブの求心力を高めよう!】

7月例会・今後の予定ご案内

【7月第1例会 (POM)】

日時: 7月10日 (土・現地集合15:00) - 11日 (日)
場所: 師崎 民宿「あら井」
会費: 会員 12,000円・ゲスト10,000円
愛知県知多郡南知多町大字片名新師崎3-18
TEL. 0569-63-2500
* 11日、希望者は沖釣りをを行います。(アジ・イサキ・サバ)
石川丸 (TEL. 0569-63-0085)・出船6:00

【7月第2例会】

日時: 7月22日 (木)・18:45-
場所: 名古屋YMCA会議室
出席者: 役員 (島崎・櫛田・後藤)
(義務者) 7月担当者 (櫛田・後藤)
8月担当者 (未定)

【今後の予定】

1. 日和田キャンプ場開設作業
日時: 7月24日 (土・現地集合16:00) - 25日 (日)
場所: 名古屋YMCA日和田高原キャンプ場
高山市高根町日和田1752-71
TEL. 0577-59-2450
会費: 24日宿泊の方・1,500円
2. 8月第1例会
日時: 未定 (7月第1例会にて決定する)
場所: 名古屋YMCA会議室
3. パレットキッズとマス釣り会
日時: 8月12日 (木)・現地集合10:00
場所: みやま荘・長野県木曽福島郡木曽町新開7618-3
TEL. 0264-27-6177
4. 8月第2例会
日時: 8月26日 (木)・18:45-
場所: 名古屋YMCA会議室

6月例会・その他行事の出欠表 (敬称略)

役 員	会 員 氏 名	出 席 者			算 定
		1	2	M	
直前会長	大島 孝三郎	○	○	◎	○
	小澤 幸男	○			○
書記	櫛田 守隆	○	○	○	○
	後藤 猛	○	○	○	○
	島崎 正剛	○	○	◎	○
会長	鈴木 誉三	○	○	◎	○
会計	高田 廣	○	○	○	○
	松永 裕子				
連絡主事	万福寺 昭美		○	○	○
ゲスト	8 人				
M=メーキャップ	1. 中部役員引継ぎ式 ----- 2. 西日本区大会 ----- ----- -----				
出席率合計・(算定合計／会員数) %					88.9
1. ニコボックス (円)		7200		23160	
2. オークション・切手		3850		3850	
ファンド・当月合計／累計				27010	
8月号のブリテン寄稿者は鈴木さんです。 400字詰原稿用紙4-5枚程度でお願いします。 Eメール :moritaka_kushida@ybb.ne.jp					
9月号・島崎/10月号・高田/11月号・大島 12月号・後藤/1月号・万福寺/2月号・松永					
◆インターネットをご利用の方は、上記西日本区中部ホームページの「名古屋プラザクラブ」を閲覧ください。					

島崎新会長の抱負

プラスワン例会 4 回開催。メンバー増員 4 名。ファン・D・広報の意味を込めて LD の生徒に手伝ってもらって切手の箱をチャリランの協賛企業に設置。メンバーによる我がクラブの資料の配布（一人 10 枚）と配布先の報告。誕生月にメンバーへハッピーバースデーの歌を全員で歌う。ホームへの音楽出前の継続。LD 支援。以上を実施する。標語『とにかく楽しくやってみよう。』

6 月第 1 例会報告

日時：6 月 10 日（木）・18:45-21:00

場所：名古屋 YMCA 会議室

卓話：「名古屋市政よもやま話」

池田千晶氏（中日新聞記者）

2009 年 4 月、河村たかし氏は民主党本部や愛知県連、民主党市議団の承認を強引に取り付け、「市民税減税・地域委員会創設」の公約を掲げて名古屋市長選に出馬、51 万票を獲得して当選した。後に発表した「議員定数・報酬削減」に先の選挙公約と合わせた「主権在民」と称する主張を中心に、民主党クラブの市議 1 人を除く市議団 74 人のオール野党との攻防が続いている。



（7 月第 1 例会卓話・中日新聞池田記者（左端）市政を語る）

09 年 4 月 28 日河村市長が就任した翌月、外郭団体に天下りした元副市長ら 4 人の退職を勧告、東海 3 県と合意した木曽川水系連絡導水路事業からの撤退表明など早々に物議を醸す。6 月 19 日、定例会初日の所信表明は、二大公約の市民税 10%減税、地域委員会創設を挙げ議会の協力を求めた。11 月、当初 1 割削減だった議員報酬を議員定数とともに半減する極端な条例案を公表、否決の場合は議会の解散権（リコール）に持ち込むことを示唆する。この時から両者の対立は決定的となり、市長の提出する条例

案は次々と否決される。さて、これからは？ 今年 6 月の定例会に市長が提出する条例案「議員報酬の半減」が否決された場合、市長はすでに準備しているリコールを開始、リコールが成立する署名数は 36.5 万票、有権者 5 人に 1 人の計算になる。署名集めを担う受任者は現在約 3 万人、受任者 1 人当たり 12 人が記名すれば 36.5 万票に達するが、無効票を織り込み総数は 40 万票を目標にしている。「リコールの署名集めを 8 月下旬から 9 月初旬に開始する見通し。リコールが成立した場合、市議選と自らの辞職による河村市長の出直し市長選が、来年 2 月の知事選と同日トリプル選挙となる可能性がある。」（6 月 12 日付中日新聞）なお、市長は市議選に“河村派の候補者”が議会定数の過半数 38 以上を獲得するため、1 月より一般公募しているが現在 40 人ほどの候補者がいるようだ。

「政策的な条例の議員提案は昨年（前市長）までほとんどなかった」市議会は 6 月定例会に議員が 5 つの条例制定案を提出、議員報酬 20%削減案のまとめなど、やっと“ぬるま湯”から出る構えだが、来年の 2 月に戻るつもりの議員さんたち！まだ「根回しなし妥協なし」の相手と戦う気力はありますか？



（中部役員引継式・大島部長から澁谷部長へバトンタッチ）



（折り鶴ラン・名古屋 YMCA 前に歓喜のゴールイン）

2. ブリテンの原稿と写真の依頼・櫛田

今後、各種のイベント、会合などの報告原稿を毎月第1例会のとき、各メンバーに指名しますので第2例会（第4木曜日）までにパソコンが出来る人はEメールにて提出ください。なお、デジタル写真が必要な場合はその都度お願いします。

3. 連絡事項・加藤総主事

東山荘100周年記念行事として宿泊施設を当地に建設いたしますので、募金にご協力をお願いいたします。

6月第2例会報告

日時：6月24日（木）・18:45-20:00

場所：名古屋YMCA会議室

1. 単年度仮決算報告・鈴木

過去2年間、本部島崎主任、大島中部部長を送り出す援助にとプラス1000円の会費を徴収したお蔭で多少の黒字が出ました。繰越金を加えた金額を「ご苦勞賃」として大島部長に支払うことを全員同意する。

2. 次年度(10年7月)からの会費・鈴木

過去、緊縮財政で本部への上納金など極力抑えてきたが、せめて他クラブ並みをめざして2年間の暫定措置だった会費月額7000円を継続する。

3. 経費節減実施報告・櫛田

ホームページでブリテンをご覧になれない方のみ印刷物（4面コピー）の配布（YMCA 棚置き）を在名クラブ会長からご了解いただきました。発行部数が半減したため、年間37,000円ほどのコスト節減です。7月号より実施いたします。

4. 7月第1例会（POM）・櫛田

（詳細略）

なお、10日は3時半より新年度総会を開きます。

5. 日和田高原キャンプ場開設作業・櫛田

（詳細略）

6. パレットキッズとマス釣り会・櫛田

（詳細略）

ハイチ地震災害支援街頭募金

YMCAの年間定例行事の一つに国際協力街頭募金があります。ここ数年の災害被害地支援の実績はスマトラ沖地震・津波、中国四川地震、ミャンマーサイクロン、ジャワ島中部地震支援などがありました。

6月6日に国際協力キャンペーンとしてハイチ地震に支援先を特定して街頭募金が行われた。募金は名古屋YMCAから日本YMCA同盟、世界YMCA同盟を

経て現地の人々のための支援に充てられています。

10時南山YMCAに集合、昼食後募金箱・備品を運びながら募金場所の八事ジャスコ近辺、栄三越近辺、名古屋駅前の3ヶ所に分かれて移動する。参加メンバーの点呼・オリエンテーションの後、1時から約1時間の募金活動を行う。しおりを配布して趣旨の周知を図ります。終了後は、近隣へのお礼を忘れない。グループの参加人数と現地解散者を確認したあと、YMCAへ移動。3時に集計・感謝のこぼ・感謝状の授与、そして3時半に閉会となりました。子供たちだけでも96名が参加。年少の幼稚園児から中1の生徒までと幅広い子供たちの参加者でした。子供たちの元気な呼びかけに強い反応がありました。募金の多寡は別として人びとに、困難に喘ぐ被災地のことに理解と関心を向けていただくお役に立てことと思います。

これを実行できたのは、きめの細かい準備と、安全面への気配り、教育面での配慮、チームワーク、地域へのマナーの徹底などスタッフの皆さんの労を厭わぬ活力にあふれた行動のおかげと敬意の念をお伝えしたいと思います。

（大島 孝三郎）

中部役員引継ぎ式と折り鶴ラン

我がクラブのメインイベントも間もなく幕を降ろす。6月19日の役員引継ぎ式をもって大島中部部長が無事に1年のお勤めを果たし、肩の荷が降ろせます。12時半にYMCAに集合。式次第等の書類を準備し、会場の簡単な設営。三々五々役員が集まる。遠方の金沢の2クラブも早めに集合。遠方だとなにかと大変。

1時30分から開始。5名位の欠席。この会は義務ではなく任意。会の中でもこの式に賛否の意見がでる。次期渋谷中部部長は、部長主題に「フェイス to フェイス!」「コミュニケーションは顔をみて声をかけて」を表明。より結束を言われていると思います。一晚飲食を共にすると旧知の間柄になることは、みな経験済み。便利な機器に頼りすぎるとコミュニケーションの大切な部分が希薄になるのでしょうか。次回の評議会に提案する議案のネタになるものがいくつかありました。ただルール化すると運営が窮屈になり私みたいに、なんとなく響きの良いボランティアと楽しい飲み会を目的に参加した不心得者には居心地が悪くなる。難しいですね。

プログラムは順調にすすみ個別の引継ぎをおこなう。私の場合は書記なので、長井さんから受け継いだファイルに今期の分を加え、幸正次期書記に伝

える。今期の最終部報は、前期同様次期の第1回部報に掲載することをお願いする。滞りなく引き継ぎ式は終了。

式の後、折り鶴ランの大野ワイズの名古屋 YMCA 到着を待ち受ける。西日本区大会の広島から国際大会の横浜へと平和への祈りのランはすすむ。今日は一宮から名古屋 YMCA。4 時 30 分到着がややおくれ 5 時過ぎの到着。表情は、特別の疲労感もなく伴走者と共に力強くゴール。迎いのメンバーとともに記念写真を撮り、中日新聞の取材を受けておられました。(島崎 正剛)

ひろしま西日本区大会に参加して

6 月 12・13 日の 2 日間広島で第 13 回西日本区大会が開かれ、プラザからは大島部長ほか 3 名が参加、ゲストを含め 750 名を超える盛大な大会になりました。

9 時過ぎに大会が行われる広島国際会議場に到着、11 時から代議員会に出席、昼食のあと 1 時から大会開始、今回は例年 2 日目の理事表彰や引継ぎ式も 1 日目に行われ時間的にやや忙しい大会スケジュールでしたが、翌日に市内観光がとれ広島初めての私にはありがたい時間割でした。

大会は開会宣言・バナーセレモニー・来賓挨拶の後、各部部长報告となりトップバッター大島部長の報告はパワーポイントの画面と説明がうまく合い無事終了、事業主任報告の後スティーブン・リーバー氏の基調講演「核兵器不拡散条約後の課題」や来賓の秋葉広島市長の祝辞とも平和や核兵器廃絶の実現を勝ち取るには一人一人が今まで以上に積極的に平和運動の意識を持ち大きな勢力にしなければいけないし、またオバマ大統領が就任してから世界的に核兵器廃絶の環境が整いつつある今がその時だとの主旨の話がありました。

懇親会会場のホテルから大田川沿いにある原爆ドームを手の届きそうな距離で初めて見ました。写真や映像で何度も見ている原爆ドームの実物を見ると衝撃を受け、わずか 65 年前にこの場所で原爆が炸裂し子供達を含め何十万の人達が犠牲になった事を一瞬に思い出させる。この大田川にも多くの死体が浮き、満潮の時には上流に、引き潮の時には下流に流されていたと描写した本を読んだことがあります。混乱の中、川辺に傷ついて逃げてきた人々はどんなに心細く苦しかったか、そんな事を考えさせる力のある建物です。

午後 7 時より懇親会開始、前年の熊本大会は仕事と重なり欠席した為、お世話になったワイズの方へ会うのも 2 年ぶり、皆さん元気で活躍されている話

をお聞きし安心しました。9 時懇親会終了、寝てしまうのはもったいないと島崎さん、高田さんの 3 人で広島の繁華街八丁堀に出掛け、広島名物の「お好み焼き」を食べながらビールを飲むことに。土曜日の夜 10 時ごろの飲み屋街は結構な人出、名古屋の錦より庶民性があり、活気を感じられる街でもう一度行ってみたい雰囲気のある飲み屋街です。

翌日は宮島観光めぐりのエクスカージョンに参加、あいにくの雨でしたが気配りあるガイドと大会の運営も申し分なく大満足の西日本区大会でした。(鈴木 誉三)

聖書に由来する語句・慣用句・諺

【利息】

【兄弟に利息を取って貸してはならない。金銭の利息、食物の利息などすべて貸して利息のつく物の利息を取ってはならない。外国人に利息を取って貸してもよい。ただ、兄弟には利息を取って貸してはならない。これはあなたが、はいて取る地で、あなたの神、主がすべてあなたのする事に祝福を与えられるためである。(申命記 23. 19-20)】

【同胞から利息を取ってはいけませんが、異教徒であればよい。素直に解釈すればこんなことか。聖書もろくに読んだことのないノンクリスチャンのわたしが、毎月この項を書くのに頼るのはネットである。いろいろ読みながら、その立場の書き手たちは、聖書の“利息”に関する記述、例えば「貧しい者に金を貸すときは高利貸のように彼から利子を取ってはならない」(出エジプト記 22. 25)、「寄留者や旅人に金を貸して利子や利息を取ってはならない」(レビ記 25. 35)、「旅行する主人から預かった財産を地中に埋め、そのまま返そうとしたしもべに“銀行に入れておけば利息付で返してもらえたのに”と叱責されるタラントのたとえ話」(マタイの福音書 25. 14) など、それぞれの整合性を取ろうと四苦八苦している様子がうかがえる。曰く、『外国人に利息を取ることを許されているのですから、少なくとも利息そのものが罪であるという考えではない』、『貧しい同胞に対する規定ですから慈善的要素が強い、であれば貧しくない人にお金を貸すときは利息を取ってもよい』、『高利でなければ利息を取ってもよい』、と様々な解説をしてくれる。単純に考えれば、自己消費以外の余剰品を売買する程度の経済活動だった時代のお金の貸し借り、まして利息の取得は共同体内の格差を助長し生産手段を失う者もいるため、最低限「利息」を禁止した、というのが自然な約束事だったのではないだろうか。】